

広島大学 大学教育研究センター
大学論集 第17集 (1987) 279-286

北京大学法学部のカリキュラム等について

酒 井 吉 栄

目 次

1. まえがき
2. カリキュラムを中心に
3. 大学の管理運営について

北京大学法学部のカリキュラム等について

酒井吉栄*

I. まえがき

(1) 1985年9月から10月にかけて、わたくしは北京大学にあった。身分は「北京大学客員教授」である。わたくしの任務は、法学部大学院（法律学系研究生院）における比較憲法の講義であったが、この間、付随的に、北京大学国際政治学部における「日本国憲法と軍国主義」の特別講演会を行ったほか、中国政法大学法学部（北京）における憲法シンポジウム、南開大学法学部（天津）における憲法シンポジウムのほか、みずからのために北京市海淀人民法院における刑事裁判の見学をした。と同時に、年来の「学問の自由、大学の自治」を追求しているわたくしにとっては、中国におけるそれらの実体も知りたかった。そのいわば見聞録が、いわば「本稿」である。

(2) 北京大学は、1898年、京師大学堂として開学され、1917年に北京大学と改名され、今日に及んでいる。現在学部（系）（department）27学部、うち社会科学系15学部、理工科学系12学部、72専攻という実情である。法学部についていえば専攻は法律学、国際法学および経済法学の3専攻がある。1985年、学部学生（本科生）14,000、大学院生（研究生）2,400、教師研究員3,000、教授副教授800、外国人学生3,000、キャンパスは20万平方メートル、蔵書400万冊というのが概況である。北京大学の概要については、すばらしく豪華な英文の冊子「PEKING UNIVERSITY 北京大学 北京美術摄影出版社編輯出版 1985年」がある。

(3) わたくしは、幸いにして中国の大学における法学のメッカともいべき北京大学法学部の心臓部にとび込むことができた。学長（校長）は、数学者の丁石孫先生であるが、専攻の関係から、主として沙健孫副学長、張国華法学部長、肖蔚雲法学部長代理、羅豪キ副学部長、珍宝音教授、および呉楨（ケツ）英副教授にお目にかかることができた。教授陣にスポットをあてると、沙健孫副学長は現代中国社会科学の第一人者といわれ、張国華法学部長と羅豪キ副学長はコロンビア留学、肖蔚雲法学部長代理と珍宝音教授はモスクワ大学留学、そして呉楨（ケツ）英副教授は日本留学帰りで、まさに謙虚に目を開いて先進国から学問の粋を学びとり、高度の理論を築きあげようとする体制がうかがわれる。

II. カリキュラムを中心に

(1) 訪中中の目的の一つに、「学問の自由、大学の自治—管理・運営・カリキュラム等」の年来追求しているテーマもたえずわたくしの心の奥底につきまっていた。このことも陳力衛助手や呉楨英副教授を介してむさぼるようにして、集めてみた。また体験した。しかし、ここですべてにわ

* 愛知大学教授（大学教育研究センター客員研究員）

たることはできない。中心となるものは、英文の北京大学と法学部事務室の李印生氏に行ったヒヤリングと、そのさい、寄贈していただいた「北京大学法律学系本科教学计划」（法学部本科教学计划）である。それらによると、次のようである。

1. 養成目標

当専攻は、徳育・智育・体育のすべての面で優れた法学教育・研究および法律実務に携わる専門的人材を養成する。

学生は社会主義の路線を堅持し、人民民主主義独裁を堅持し、中国共産党の指導およびマルクス・レーニン主義・毛沢東思想を堅持しなければならない。愛国主義および共産主義の道徳・品性を兼ねそなえ、憲法と法律に忠実でなければならない。理論と実際を結びつけ、事実にもとづいて真理を求める優れた作風を堅持し、誠心誠意人民に奉仕し、我が国の社会主義現代化のために努力し、奮闘しなければならない。

学生は、マルクス主義の法学基本理論および法学の専門的知識を身につけ、党と国家の政治・法律面での路線・方針・政策および主要法律を熟知しなければならない。又、より広い知識を持ち、一定の分析力と問題解決の力をそなえるとともに科学的研究能力および口頭または書面でのよりすぐれた表現能力を身につけなければならない。さらに、一カ国の外国語に精通し、専門的書物・資料を熟読できるようにしなければならない。

健全な身体と精神を育まなければならない。

2. 在学年数

4年

3. 履修科目・単位

4年で153単位、うち必修科目の履修は68%とする。

(1) 大学が定める共通必修科目は合せて29単位、総単位数の19%とする。

- | | |
|-----------------|------|
| ① 科学的社会主義 | 2単位 |
| ② 哲学 | 3単位 |
| ③ 帝国主義および現代西側経済 | 2単位 |
| ④ 中国社会主義の建設問題 | 2単位 |
| ⑤ 外国語 | 16単位 |
| ⑥ 体育 | 4単位 |

(2) 学部各専攻別に定められた必修科目

1. 法律専攻の必修科目は合せて75単位、総単位数の49%とする。

- | | |
|-----------|-----|
| ① 漢語作文 | 4単位 |
| ② 法学基礎理論 | 5単位 |
| ③ 中国法制史 | 4単位 |
| ④ 中国法律思想史 | 4単位 |
| ⑤ 外国法制史 | 4単位 |
| ⑥ 憲法学 | 3単位 |

⑦ 民法学	6 単位
⑧ 刑法学	6 単位
⑨ 民事訴訟法	4 単位
⑩ 刑事訴訟法	4 単位
⑪ 婚姻法	2 単位
⑫ 行政法	3 単位
⑬ 経済法概論	5 単位
⑭ 国際経済法	3 単位
⑮ 国際法	4 単位
⑯ 国際私法	4 単位
⑰ 刑事捜査学	2 単位
⑱ 業務実習	4 単位
⑲ 卒業論文	4 単位

2. 経済法専攻の必修科目は、合せて74単位、総単位数の48%とする。

① 法学基礎理論	5 単位
② 中国法制史	4 単位
③ 憲法学	3 単位
④ 民法総論	3 単位
⑤ 刑法学	4 単位
⑥ 民事訴訟法	4 単位
⑦ 刑事訴訟法	4 単位
⑧ 国際法	4 単位
⑨ 国際私法	4 単位
⑩ 経済法総論	3 単位
⑪ 企業法	4 単位
⑫ 経済契約法	4 単位
⑬ 財政法	3 単位
⑭ 金融法	3 単位
⑮ 環境法	3 単位
⑯ 国際投資法	3 単位
⑰ 国際貿易法	4 単位
⑱ 専門外国語	4 単位
⑲ 業務実習	4 単位
⑳ 卒業論文	4 単位

3. 国際法専攻の必修科目は、合せて75単位、総単位数の49%とする。

① 法学基礎理論	5 単位
----------	------

② 憲法学	3 単位
③ 民法学	4 単位
④ 刑法学	4 単位
⑤ 民事訴訟法	4 単位
⑥ 刑事訴訟法	4 単位
⑦ 国際法	4 単位
⑧ 国際私法	4 単位
⑨ 国際関係史	6 単位
⑩ 中国对外関係史	4 単位
⑪ 西欧法律思想史	3 単位
⑫ 国際法基本理論	2 単位
⑬ 海洋法	2 単位
⑭ 宇宙法	2 単位
⑮ 国際組織	2 単位
⑯ 国際法その他専門課題	2 単位
⑰ 国際貿易法	4 単位
⑱ 経済契約法	4 単位
⑲ 専門外国語	4 単位
⑳ 業務実習	4 単位
㉑ 卒業論文	4 単位

(3) 大学が定める限定選択科目は、合せて8単位とする。

中国共産党史	3 単位	} 1 科目選択 3 単位
中国革命史	3 単位	
中国革命基本問題	3 単位	
毛沢東思想概論	3 単位	
自然弁証法	2 単位	} 1 科目選択 6 単位
自然科学における哲学問題	2 単位	
倫理学	2 単位	
美学	2 単位	
現代国際問題の特別課題	2 単位	
現代政治・経済・文化・芸術＝思潮の特別課題	2 単位	

(4) 学部が定める選択科目（大学が定める科目・限定選択科目および当専攻の必修科目の単位以外に145単位を履修すること）

高等数学	} 1 科目	8 単位
電算機基礎		2 単位
論理学		3 単位

外国憲法	2 単位
日本法紹介	2 単位
アメリカ法紹介	2 単位
香港法紹介	2 単位
ソ連東欧憲法紹介	2 単位
方法学	2 単位
外国刑法	2 単位
外国民商法	2 単位
外国刑事訴訟法	2 単位
外国民事訴訟法	2 単位
刑事技術	3 単位
法医学	3 単位
司法精神病理学	2 単位
労働改造法	2 単位
犯罪心理学	3 単位
犯罪法	2 単位
青少年法	3 単位
裁判所・検察庁組織法	2 単位
現代西欧法哲学	3 単位
政治学	2 単位
社会学	2 単位
マルクス・レーニン古典・著作選読	3 単位
ローマ法	2 単位
労働法	3 単位
農業法	2 単位
商業法	2 単位
自然資源・エネルギー法	3 単位
特許権・商標法	2 単位
国際経済組織	2 単位
国際海商・船宅運送法	3 単位
会計・監査	3 単位
世界経済概論	2 単位
弁護士・公証	2 単位

上述の選択科目以外に各専攻の必修科目を他の専攻の選択科目とすることができる。

4 その他

- (1) 時事政策の学習と学術活動（法学講座を含む）は、週に3時間とし、単位外とする。

- (2) 軍事訓練は、一般に1年時に行うものとする。2週間に集中し、1週間は休暇期間中とし、残りの1週間は講義期間中とする。軍事理論教育は25時間とし、1年時に行う。
- (3) すべての学生は毎年2週間の労働を行う。ただし、軍事訓練または実習を行う学年および卒業のクラスは除外する。
- (4) 積極的に条件をつくって、学生がより多く社会に接触する機会をもつようにし、理論と実際との結びつきを強めるために、第4年時の後期に12週間の専攻実習と卒業論文に取り組む。4年在学中に適宜、法律相談活動を行い、裁判を見学し、法制の宣伝を行うなどにより、学生の多面的向上を促す。

5 学期・休暇期・休暇講義

- (1) 学期は、春・秋の2学期に分ける。
- (2) 冬季教科は3週間、夏期休暇は10週間（祝日も含む）とする。
- (3) 夏期休暇中に7週間の休暇講義をもつ。（当計画に入れていない）
- (4) 各学期に10日間の集中試験を行う。
- (5) 1学期は、17週間で計算する。

Ⅲ. 大学の管理運営について

中国における大学の組織・管理および運営は、800年の伝統をもつ西洋のそれとは全く違っている。まずわれわれの前提であり、常識となっている「教授会」というものが存在しない。系（学部）の管理運営は教授で構成する「学位・学術委員会」が行う。教員の人事、すなわち、任用・昇進はこの学部の学位委員会が行う。まず、教員の任用であるが、個人が申込む。もちろん、申込みについては申込者の資格条件がある。講師のばあいは、大学院（研究生院）卒（修了）後3年、学部生（本科生）のばあいは卒業後5年を経過していなければならない。助（副）教授のばあいは、教授2人以上の紹介・推薦が必要であり、学位委員会で審議の上決定する。さらに、北京大学学位委員会にかけられ、確認され、最終的には、教授のばあいは、国家教育委員会（以前は国務院内の教育部）で決定する。教員には定年制があり、講師65才、副教授65才、教授70才となっている。

学長（校長）は国家教育委員会が任命し、学部長（系主任）は、学長が任命する。副学長も国家教育委員会が任命し、副学部長は学長が任命する。

以上カリキュラム（表）を掲げたが、その具体的運用となると、科目とその担当者は学部長（法律学系主任）が決定する。学生の入学は全国統一入試に合格したのち、国家計画委員会で分配される。卒業生については卒業分配委員会が分配する。短期の滞在であったので、不備不十分の点もあるかも知れないことをおそれる。機会をみて補正したい。

（1987年8月31日）